

徳島県告示第百八号

徳島県豊かな森林を守る条例（平成二十五年徳島県条例第六十七号）第十四条第一項の規定に基づき、森林管理重点地域として次のとおり指定する。

令和六年二月二十七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 指定の種別

第一種森林管理重点地域

二 指定の区域

那賀郡那賀町川俣字谷山七の五、二〇、一三の七、一三の一五、一三の一六及び二九

の三